

キャリア権 キャリア構築の法的基盤

2025（令和7）年 8月 30日 セミナー

諏訪 康雄

法政大学 名誉教授

これからの **キャリア** は
どうなる のだろうか？

生成 A I 時代の先行きを
生成 A I 自身 に
尋ねてみると ...

生成 AI がもたらす未来予測：3 分野比較表

観点	雇用	教育	人間関係
主 な 変化	ルーチン業務の自動化、新職種 の創出、働き方の柔軟化	個別最適化学習、探究型学 習の促進、教員の役割変化	定型的対話の AI 代行、国際交 流の加速、ハイブリッドチー ム化
メ リ ッ ト	生産性向上、高度業務への 集中、新しい雇用機会	学習格差縮小、創造的思考 力強化、多言語教育の容易 化	コミュニケーション効率化、 孤独感の緩和、異文化理解促 進
課題	スキル陳腐化、所得格差拡 大、倫理的透明性確保	情報信頼性、思考力低下リ スク、教員再教育負担	共感力低下、感情伝達の欠落、 社会的孤立の危険
適 応 の 鍵	リスキリングと職業訓練、 AI との協働設計	AI リテラシー教育、批判的 思考の育成	人間同士の接点維持、AI と人 の役割分担設計

（出所） Copilot（スマート機能）によって2025年8月21日10時48分にされた表。生成 AI が「雇用、教育、人間関係」に与える影響をめぐる回答を表形式にまとめてもらったもの。

さまざまな **キャリア構築** への **試み** が

いろいろと なされてきて
学問的な探究 や 実践の進展 は いっぱい

そして、

いろいろな 支援政策 がとられたり、
個人にも **キャリア意識** を 高めるよう 働きかけ が なされたりする

けれども

法的に 考えてみると、その**根拠**って、何なのだろうか？

スポーツ の 場合 …

「スポーツ を通じて 幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」

スポーツ基本法 前文

第2条 第1項で

「**スポーツ**は、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」

キャリア の 場合は ？

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び**職業生活**の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

（基本的理念）

第3条 労働者は、その**職業生活の設計**が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、**職業生活**の全期間を通じて、その**職業の安定**が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、**職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項（以下この項において「能力等」という。）**の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その**職業の安定**が図られるように配慮されるものとする。

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）

（基本的理念）

第2条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、**青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮される**ものとする。

第3条 **青少年である労働者**は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、**自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない**。

（事業主等の責務）

第4条 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければならない。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策 の推進に関する法律（同一労働同一賃金推進法）

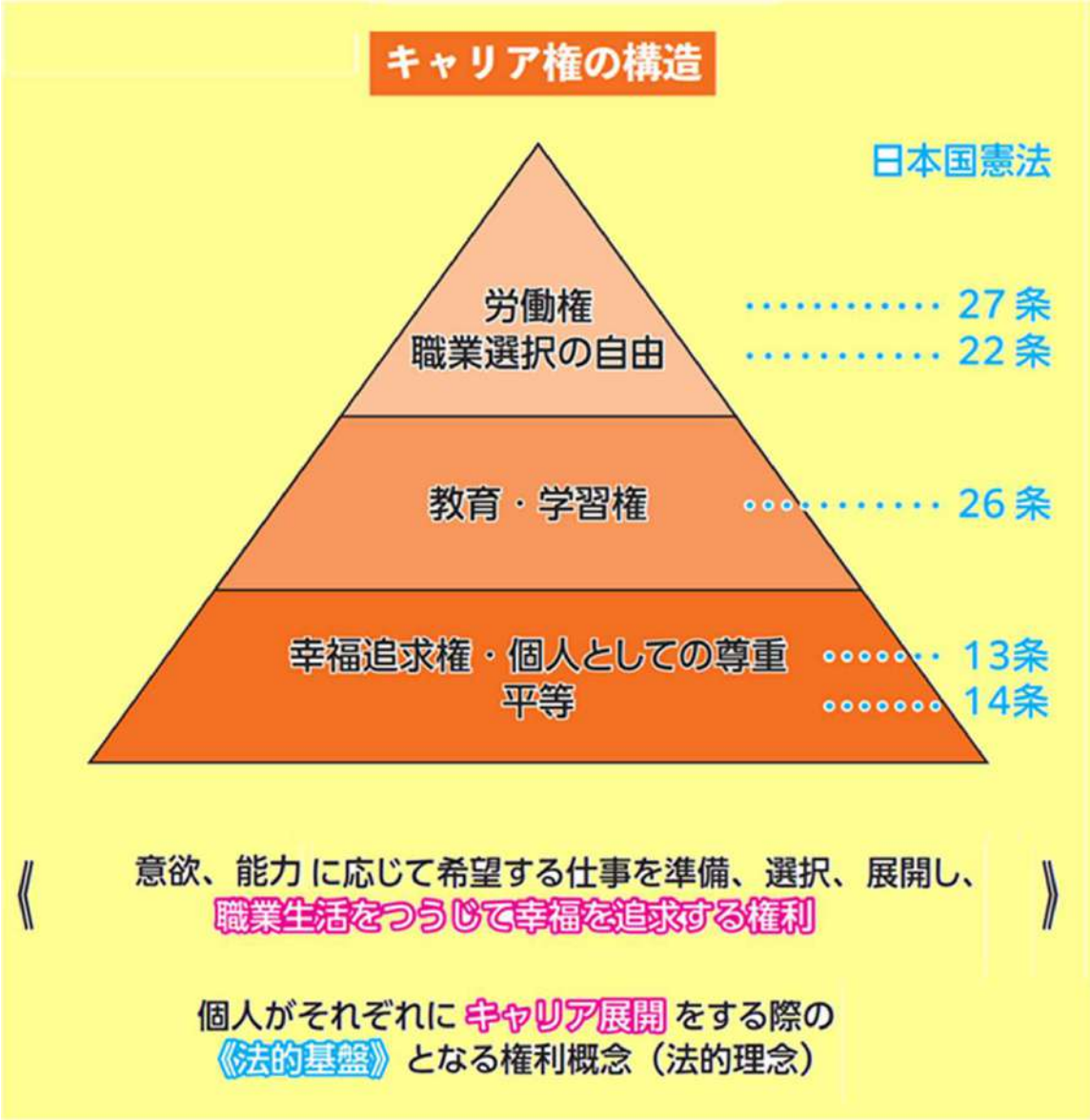
（教育の推進）

第8条 国は、

- ① 国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、
- ② 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、
- ③ 職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（番号と段落づけは引用者）

スポーツ権
「スポーツを通じて幸福
で豊かな生活を営むこと
は、全ての人々の権利」
(スポーツ基本法
前文・第2条)



勤労の権利と義務

自己決定権・人格権